

議員提出議案第8号

たかおか知子議員に対する問責決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和6年11月29日

芦屋市議会議長 帰山和也様

提出者 あしや政風会 川上あさえ
公明党 西村まさと

(理由)

たかおか知子議員に対し、議員としての責務を深く認識し、議員としての高い倫理観を求めるとともに、猛省すべきことを勧告するもの。

たかおか知子議員に対する問責決議

議員は市民の代表として、市政の発展と市民福祉の向上に努めるべき立場にあり、議員一人一人にはその職責と影響力にふさわしい高い倫理観が求められる。議員の言動は市民からの信頼に直結し、その品位と行動には特に慎重を期すべきである。

しかしながら、たかおか知子議員による以下の行為は、「芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例」に違反し、議会全体の品位を損ね、市民の信頼を著しく失墜させる行為である。

1 兵庫県知事選挙投票日における投稿

令和6年11月17日、選挙運動が禁止されている兵庫県知事選挙の投票日にSNS「X(旧 Twitter)」上で、たかおか議員が支持する候補者とは別の候補者を誹謗中傷していると思われる内容の動画が付された投稿を引用し情報発信した。

2 芦屋市長の写真の無断使用及び加工・編集したコメントの投稿

同日、たかおか議員は芦屋市長の写真が無断で使用し、「今日 投票日です」といった吹き出し文字を加工・編集して付し、さらに自身が支持する候補者の氏名・写真を合成した動画を作成し、SNS「X」上で投稿した。この行為は肖像権の侵害に該当するおそれがあるとともに、あたかも芦屋市長がたかおか議員の支持する候補者を応援しているかのような印象を与えるものである。

これらの行為は、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例第3条第1項第1号に規定されている「市政への不信を招くことのないよう品位と名誉を損なう行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」に違反するものである。

よって、ここに、たかおか知子議員に対し、議員としての責務を深く認識し、議員としての高い倫理観を求めるとともに、猛省すべきことを勧告する。

芦 屋 市 議 会